

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和4年12月27日(火)		
開催時間	午前10時00分～午後0時19分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	松井 加奈絵 委員
	面川 典子 委員	水町 雅子 委員	いいくら昭二 委員
	石毛かずあき 委員	にたない和 委員	安江 文博 委員
	坂田 誠 委員	上 茂之 委員	鈴木 由美 委員
欠席者	ぬかが和子 委員	宮崎 十三 委員	那須 康一 委員
	堀 成美 委員		
会議次第	別紙のとおり		
資料	<p>○確認事項</p> <p>1 第十三期・第2回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>2 第十三期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)</p> <p>○諮問事項</p> <p>1 [諮問第480号] おたふくかぜワクチン任意予防接種実施にかかる対象者データ抽出と予診票印字・送付業務委託</p> <p>2 [諮問第481号] 図書館資料の督促訪問業務におけるショートメッセージ送信サービスの導入</p> <p>3 [諮問第482号] 学童メールシステムの導入</p> <p>4 [諮問第483号] 生活困窮世帯の子どもに対する居場所を兼ねた学習支援事業における電子メールおよびWeb会議システムの導入</p> <p>5 [諮問第484号] 「児童手当」支給事業の封入封緘委託</p> <p>6 [諮問第485号] 電子契約サービスの導入</p>		

	<p>7 〔諮問第486号〕ふるさと納税支援業務委託</p> <p>8 〔諮問第487号〕マンション管理計画の認定制度について</p> <p>9 〔諮問第488号〕新成人に向けた消費者トラブルに関する周知啓発について</p> <p>10 〔諮問第489号〕「子どもの健康・生活実態調査」及び「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」の結合におけるデータの目的外利用について</p> <p>○報告事項</p> <p>1 特定個人情報保護評価書について</p>
<p>そ の 他</p>	

(審議経過)

(1) 開 会

○山根区政情報課長 皆さん、本日はお忙しい中、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきましてありがとうございます。定刻でございますので、会を開催させていただきたいと思っております。

私、審議に入るまでの間の進行を務めさせていただきます山根でございます。よろしくお願ひいたします。

Webの皆様方もご参加ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、12月1日付で新たに審議会の委員に就任された方がございますので、ご紹介させていただきたいと思ひます。

民生・児童委員協議会の会長職務代理であります坂田誠委員でございます。

○坂田委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○山根区政情報課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 配付資料の確認・事務局説明・定足数の確認

○山根区政情報課長 次に審議会資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点ございます。審議会の議事次第、区長からの諮問文、事前にお送りさせていただきました諮問資料、ピンク色の表紙のものでございます。それから席上で配付させていただいた委員からのご質問に対する資料が1点ございます。それから委員名簿、席次、次回の審議会開催のご案内となっております。皆さん、お手元にありますでしょうか。

資料について、もし不足がありましたら事務局にご連絡いただければと思ひます。

着座でご説明をさせていただきます。

審議会に先立ちまして、前回と前々回の審

議会において、いいくら委員から、業務委託の業務終了後における個人情報のデータの消去の確認についての記述が資料の中でないというのはまずいのではないかとご指摘をいただきました。大変失礼いたしました。確かに私ども事務局でも確認が全てできていなかったところについては、おわびを申し上げます。

改めまして、事務局から、足立区の委託業務終了のときの個人情報の取扱いにつきまして区のルールを決めておりますので、そちらをご説明させていただきます。今後このような記載漏れがないような形で行いたいと思ひますので、こちらについて鈴木情報システム課長からご説明させていただきたいと思ひます。

○鈴木情報システム課長 おはようございます。情報システム課長の鈴木でございます。私から説明させていただきます。

席上に配付している資料の中で通知文になっているもの、「情報システム機器等の廃棄およびリース物品の返却におけるデータの完全消去について(依頼)」という文書でございます。

こちらは令和元年に発生しました神奈川県庁の個人情報の流出事件を受けまして、神奈川県的事件というのは、廃棄したサーバーに含まれているハードディスクを廃棄業者がネットで販売して、その中に県庁のデータが入っていたことが判明したというものでございます。それを受けまして、事件直後に総務省から注意喚起の事務連絡が通知されております。それに従いまして区の対応を整理して、各所属に対してデータの消去の方法を通知したものでございます。

1のデータ消去方法の表をご覧くださいと思ひます。個人情報等の重要情報が含まれた機器については、データセンターなど

セキュリティ上の制限によって立入りが禁止されているものを除いて、職員の立会いを原則としております。例外でも消去証明書の提出は義務づけをしております。そういった形で、全庁で運用しているということがございます。

ページをめくっていただきまして、実際にどんな機械を使って、どういうふうに消去するのかということをご説明して3ページに記載してございます。この根拠となるものについては、内閣官房のサイバーセキュリティセンターのガイドラインを参照しながらつくったものでございます。

まず物理的破壊についての装置、情報システム課にもこういった装置があって、ハードディスクを挟み込んで破壊するというものです。

4ページについては磁氣的破壊装置です。この中にパソコンを入れて電気を入れるとドーンと音がして、磁氣的に破壊をしてしまうという機械でございます。庁内にあるものについては、こういったものを使って破壊する、もしくは消去ソフトを使って消去する。それについては職員が立会いをして、それからリース品を運び出す、そういう手順でやっております。

実際に毎年契約の中でそれが守られるかどうかということが心配ですので、次の資料になります。こちらは「データ消去に関する情報システム課の対応等」という表題ですけれども、契約課と協議をいたしまして、仕様書の中にデータ消去について必ず入れるようにということで、こういった文言をつけさせていただいています。これは先ほど言ったものと同じように、職員の立会いが原則ということと、消去証明書等をつけるという話を書いてございます。これを使って毎年契約をしておりますので、こういった形で

データ消去については安全性を担保しているということでございます。

説明は以上になります。

○山根区政情報課長 私から1点補足をさせていただきます。

データの完全消去についての4ページの最後に、データ消去証明書に必要な事項ということで、個人情報の業務委託の場合には、データセンターに立ち入ることが実質的には難しい契約が多いのが実情でございます。データセンター自体がどこにあるのかも明かされていないような形で、リスクを低減するという形の運営をしているところでございます。そのような場合にはデータ消去の証明書を社として提出していただいて、こちらを確認していくということを区のルールとして執り行っているところでございます。こちらの記載が漏れていたり、この審議会の資料等に入っていないなかったり、説明ができなかったりということについては、事務局としてもしっかりと所管のほうにお伝えをして、それが抜けないような形でサポートをさせていただきたいと思っております。今後このようなことがないように所管にも徹底してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

それでは、本日の審議会の定足数についてお知らせいたします。本日は委員16名のうち13名のご出席を頂いております。定足数の過半数を超えておりますので、本審議会は成立していることをお伝え申し上げます。

それでは、第十三期・第4回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の審議項目は、お手元の次第のとおり、確認事項が2件、諮問事項が10件、報告事項が1件となっております。なお、確認事項の内容は前回の審議会要録でございます。

坂田委員も今日いらしておりますので再度のご案内ですけれども、ご発言のときには、参加されていらっしゃる方についてはマイクのスイッチを入れてご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以降の議事進行については川合会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議についてですが、基本的にこれを公開により行うとしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということだと思っておりますので、そのように進めさせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日は諮問事項 10 件となっております。皆様ご多忙かと思っております。12 時には閉会という予定で進めていきたいと思っております。本日も諮問事項が多くなってございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(3) 確認事項

第十三期・第 2 回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

第十三期・第 3 回足立区情報公開・個人情報保護審議会要録(案)の確認

○川合会長 初めに、第十三期・第 2 回及び第 3 回の情報公開・個人情報保護審議会要録の確認を行いたいと思っております。

こちらの要録は、審議会要録(案)という表題で、事前に郵送させていただいております。資料の 1 ページ～43 ページに綴じてございます。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特にご意見、ご質問等ないということでしたら、こちらの要録を第十三期・第 2 回情報

公開・個人情報保護審議会要録及び第十三期第 3 回情報公開・個人情報保護審議会要録とすることで異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、そのように決定いたします。

(4) 審議事項

[諮問第 480 号]おたふくかぜワクチン任意予防接種実施にかかる対象者データ抽出と予診票印字・送付業務委託

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、諮問事項に移ってまいりたいと思っております。

まず、1 番目の審議事項でございます。資料の 44 ページになります。諮問第 480 号「おたふくかぜワクチン任意予防接種実施にかかる対象者データ抽出と予診票印字・送付業務委託」についてでございます。

では、所管課からご説明をお願いいたします。

○三品保健予防課長 保健予防課長の三品でございます。よろしくお願いいたします。

担当係長の岡でございます。

主任の榎本でございます。

以上 3 人で説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

では、資料の 44 ページ目をご覧ください。内容につきましては、おたふくかぜというのは任意予防接種になっているのですが、この接種費用の助成を始めますという内容でございます。

ご存じだと思いますけれども、おたふくかぜは感染すると耳の下が腫れたりなんかするというので、見た目がおたふくのように

なるということで「おたふく」と呼んでいますけれども、それについては集団で感染しやすいということで、今まで区のほうでは定期予防接種を中心に補助をしていましたけれども、任意接種についても補助を出しましょうということで検討作業を始めたところがございます。これに伴いまして、予診票の印刷とか個別の通知などを業務委託したり、電子計算組織に登録するという内容でございます。

47 ページ目をご覧ください。これが個人情報の流れを示したものでございます。左上、衛生システムというのがあるのですが、その中から予防接種の対象者を選び出してUSBメモリに入れるというところがございます。2番目ですが、事業者の方は窓口でパソコンを持ってきてもらって、そこでUSBからコピーをするという内容でございます。事業者はそのパソコンを事業者の車で運搬して、事業所まで運ぶという内容でございます。一番右側に3番目がありますが、パソコンから事業所内のサーバーに移していただいて、そこから印刷などをしてもらおうという内容です。真ん中の4番目ですが、事業者からは定期的に報告書などを頂いて、データなどはサーバーに移行した後、パソコンのデータはすぐ消します。サーバーに入っているデータについては3か月後に消去ということで、何か間違いがあったときに検証できなくなってしまうという理由があるので3か月間は持っていますけれども、それが終わったら削除するという内容でございます。

これは1歳になった方を対象にしようと思っておりますので、毎月1歳になる方を選んで行いますので、このローテーションを毎月行うという内容になります。

資料の45ページ目にお戻りください。1

つ目としては業務委託でございます。左下にございますけれども、委託の理由ですけれども、予診票は複写式になっていまして、ドットプリンターで印刷するのですが、うちの課の中にあるドットプリンターは窓口で使っていますので、なかなか月350枚は印刷できないというのがあります。封入封緘する作業についても時間がかかりますので、業務委託をする内容になってございます。

右側ですが、個人情報の保護措置としては、委託事業者はプライバシーマークを取得しているところでございます。具体的に言うと、一番右下にありますけれども、社会福祉法人のあしなみというところを考慮しております。こちらは心身障がい者の方が働いているところでございます。それ以外にも、使用するパソコンにはIDとかパスワードを設定しますし、事業者につきましても、あらかじめ登録制におきまして、大体同じ方がいつもいらっしゃるのですが、2名程度まで事前に登録しておいていただくと、その方がデータを取りに来るということです。封入封緘作業をしているところについては、作業員は携帯電話など電子機器を持ち込まないというルールで安全対策を図ろうと思っています。

次の46ページ目をご覧ください。これは電子計算組織に何を登録するかを書いたものでございます。左側にございますけれども、生年月日・氏名・住所とか必要最小限度のものだけ登録する予定でございます。

右側にございます登録する理由ですが、この事業は保健予防課がメインではやりますけれども、保健センターでも同じ業務を行っています。内容については共有化する必要がありますので、電子計算組織に登録をさせていただきます。

右下にありますけれども、保健衛生システ

ムですが、基幹系ネットワークと呼んでいるんですけれども、外部接続から独立したものになってございます。

保健予防課に設置している端末については二要素認証になってございます。

予防接種に関する入力作業は保健予防課もしくは保健センターの職員が行いますが、対象者データの抽出作業は当課の職員のみが行います。

パスワードはもちろん定期的に変更するという安全対策を取ります。

ということで事業を実施したいと思っております。私からの説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 諮問事項がたくさんありますので短く聞きたいのですが、46 ページの右下に「パスワードは定期的に変更する」ということで、これは重要だと思うのですが、パスワードの管理というのはどういう体制になっているか、その点をお伺いします。

○三品保健予防課長 基本的には4月の時期にパスワードを設定しまして共有化するので、パスワードといっても1年間同じとは限りません。というのは、職員は途中で異動する方もいらっしゃるのです、例えば転出した人がいたとすると、その方が万が一職場に戻ってきて操作できないようにするために、人が動いた場合は変更するという形で運用しています。

○いいくら委員 何人で管理されるのか。全員で共有しているという形になるのですか。それとも例えば課長を中心に主立った人が必ずチェックをしてやっているのか、その点はどうなんですか。

○榎本保健予防係 答えさせていただきます。担当個人個人、IDにプラスしてパスワードが設定される形になりますので、パスワード自体の管理は当人しか知らないということになっています。

○いいくら委員 よく分からなかったんですけれども、中心者が解除して使えるという形ではなくて、皆さんが個々に違うパスワードを持っていて管理するというのでいいんですか。

○三品保健予防課長 職員一人一人にIDを付与していて、その職場の人しか使えないというところがあるのと、それぞれが自分のパスワードを設定するという内容になります。

○いいくら委員 これで聞いているわけです。この保護対策はどうするかという話で聞いているんですけれども。そのセキュリティを聞いているんです。

○三品保健予防課長 全体のセキュリティなんですけれども、まず個人のIDがないと入れないということ、それ以外にパスワードが……。

○いいくら委員 それは一般論の話ですね。

○三品保健予防課長 このシステムもそうです。

○いいくら委員 今回の諮問のパスワードはどういう……。個人が持っている職員さんのパスワードで入れてしまう、そういうことを言っているんですか。

○三品保健予防課長 これは今行っている既存の保健衛生システムを使いますので、それと同じ内容でございまして。ですから、このために特別何かというわけではございません。一般的な今使っているシステムと同じ安全対策を取ることです。

当区のことですか。それとも事業者のほうですか。

○いいくら委員 今、この諮問を審議しているわけですから、「パスワードを定期的に変更する」という文言が出ているものですから、この管理はどのような形で……。今言ったような職員個人のパスワードを言っているんじゃないくて、この諮問に関してパスワードはどのように管理するのか聞いているんですけども。

○三品保健予防課長 今回おたふくという内容ですけれども、おたふくのためだけにパスワードがあるわけではなくて、保健衛生システムの中のサブシステムに1つ追加をします。保健衛生システム全体が、先ほど言ったように職員ごとのIDとパスワードで行います。端末は外部には出さないで、保健予防課か保健センターでしか使えないというふうに場所でも制限をさせていただきます。

○いいくら委員 すみません、長くなってしまっ。「パスワードを定期的に変更する」と文言が出ているわけですから、これを読むと、この部分の中の情報に関しては定期的に、例えば職員が職場が変わったときとか、そういうときに変更するのかなというイメージで捉えて質問しているのですけれども、今の話を聞くと、全体の中の一部のシステムになっているわけだから、パスワードの中にこれも入っているわけだから、ほかのものも全て見られてしまう、そういうことを言っているのですか。よく分からないですけれども。

○三品保健予防課長 すみません。文言の表現がよくなかったと思います。今おっしゃる話をそのまま解釈すると、この業務のために特別なパスワードを設定して定期的に変えるというふうに恐らくこの文字から読めたんだと思います。説明が誤っていてすみませんでした。これは保健衛生システムのパスワードでございます。

○いいくら委員 諮問で来ているわけですから、もう少し分かりやすくしていただかないと、全体のシステムの中の一部という話を言われているわけですから、こういう形でいいのですか。

○三品保健予防課長 保健衛生システムというのは、いろいろなワクチン接種を行って、全て重要な情報でございます。ですから標準的に保健衛生システムの中でセキュリティ対策を取っております、それと同じシステムを使いますという内容で、この表現がよくなかったのは訂正させていただきます。

○いいくら委員 確認ですけれども、パスワードで突破してしまうと、情報が全て枝番でつながっているわけですから、それで見られてしまう、そういう話になるのですか。

○三品保健予防課長 そもそも保健予防課の職員とか保健センターの職員しか使えないというシステムでございます。利用できる範囲は決まっていますので、その範囲内では使うことはできません。

○いいくら委員 すみません、長くなって。今度、一度見せてください。そういうシステムがどういう形になっているか。今の課長の話だと、全体の中の枝番を予防課の人は全員が見られるという話が聞こえてくるんですけれども、そうするとパスワードを定期的に変更するという……。言葉の至らなさという話があったのですけれども、実態がどうなのかということ審議しているわけですから、文言はともかくとしましても、どういう形でセキュリティ保護対策になっているのかということ質問していますので、追って説明は聞きたいと思います。

○三品保健予防課長 分かりました。

○石毛委員 私からは業務委託先に関して3点だけ確認させていただきます。

先ほどパスワード云々がありましたけれども、

先ほどパスワード云々がありましたけれども、

先ほどパスワード云々がありましたけれども、

ども、この業務で使用するパソコン、これのIDとかパスワードの設定については、誰が設定して、どの程度の頻度で変更することになるのか教えていただけますか。

○三品保健予防課長 基本的にパソコンそのものは事業者のパソコンでございまして、そちらのほうでパスワードなどを設定しております。ですから、こちらでは確認するところまでしか恐らくできないと思いますけれども、そういうところで確認させていただきます。

○石毛委員 続きまして、一度窓口に来ていただいて委託業務先のパソコンに入れるわけですね、情報を。委託先は車で委託先まで持って帰る。その持って帰ったよという確認は、どこがどのように確認することになりますか。

○三品保健予防課長 持って帰った確認というのは、なかなか難しいところはあるのですが、毎月の作業ですので、毎回というわけにはいきませんが、現場の点検などは定期的に行いたいと思っております。毎年、この業務というわけではなくて、幾つかの業務を委託していますので、職員は定期的に、1年に1回ぐらいは事業者を見に行っているという作業をしています。今回新しい業務を1つお願いするので、持ち帰ってどういうふうに安全対策を取っているかというのは確認させていただこうと思っております。

○石毛委員 よろしくお願ひします。移動する間で何かあった場合に情報というのは漏れやすいのかなというふうに思うので。ただ最後の一言でよく分かりましたので、その確認をしていただきたいと思います。

その後なのですけれども、削除するときですよね。サーバーに格納後に削除するというふうにありますけれども、この削除の確認方

法というのは、48 ページについていますこの書面のやり取りだけで確認をするということですか。それともほかに方法がありますか。

○三品保健予防課長 まず書面で出しているというものが基本でございまして、その後は、本当に削除されているかどうかの確認ということだと、現地を見に行っていくことになると思います。先ほど言ったように、事業者のところを定期的に見に行くことがございますので、そのときに確認するということになります。

○石毛委員 それをしっかりと決めておかないと、例えば定期的に行ったとしても、本当に削除しているかどうかというのは、誰がどのタイミングで見るかということが分からないと思うのですが、それはちゃんとフローとしてできているのですか。

○三品保健予防課長 それぞれの事業者の責任はございますから、書面で出させていただきますけれども、それ以外に毎年確認して、本当に削除されているかどうかということになります。

○石毛委員 分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。今のお話でおおむね分かっているつもりですが、今回の業務委託先は過去も繰り返し契約をしている事業者で、この業務の流れを把握されているところと解釈してよろしいでしょうか。

○三品保健予防課長 そのとおりでございまして、ワクチン接種しているいろいろな種類を行ってございまして、そのときに業務委託している先でございまして、この事業者そのものもプライバシーマークを取得している事業者でございまして、そういうところを利用しております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、その他ご意見等ないということでしたら、本件は幾つか質疑応答があったかと思えます。それを踏まえまして、本件については了承するという事によろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第481号】図書館資料の督促訪問業務におけるショートメッセージ送信サービスの導入

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思えます。資料の49ページになります。諮問第481号「図書館資料の督促訪問業務におけるショートメッセージ送信サービスの導入」についてでございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○大久保中央図書館長 ご説明させていただきます。地域のちから推進部中央図書館長の久保でございます。

同じく、中央図書館図書案内係長の小澤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、着座にて失礼いたします。

諮問第481号「図書館資料の督促訪問業務におけるショートメッセージ送信サービスの導入」についてでございます。資料49ページをお開きください。

まず当事業の概要についてでございます。図書館資料ですけれども、一部未返却の資料があるということで、中央図書館でも近年ずっと督促に力を入れてやってきているところでございます。従来、電話ですとかEメール・はがき、あとはご自宅への訪問等を基本として行っておりましたけれども、例えば電話ですと不通の場合があったりですとか、訪問の場合ですと不在の場合があったり、なかなか本人との接触が図れない機会も多くございました。

そこで今回、督促を強化するためということで、本人宛てに直接通知ができるショートメッセージ送信サービスを導入することで、返却率の向上を図りたいということでございます。

諮問事項でございますけれども、記載の2点でございます。業務の委託と区の機関以外のものとの外部結合についてでございます。

50ページをお開きください。ショートメッセージ送信サービスですが、委託でということで、委託の内容でございますけれども、事業者が提供するサービスを使用いたしまして、図書館システムということで図書館の利用者の方を管理しているシステムがございまして、そこで未返却の対象の方の情報を抽出して、そのデータを使ってご本人の携帯電話にメッセージを送信するというものでございます。先ほども申し上げましたように、本人に直接ダイレクトにメッセージが届くということで、返却率の向上を図りたいというふうに考えてございます。

委託開始時期の予定ですが、令和5年4月を予定しております。

今回の業務で取り扱う個人情報ですが、携帯電話番号のみという形となっております。

個人情報の保護措置のところでございますけれども、契約要件として認証を求めるこ

とや暗号化通信を行うこと。基本的な項目ということで6点記載をさせていただいております。

続きまして、51ページでございます。左半分のところ、結合する区のシステムは、区の文書管理パソコンと結合先が「委託事業者の使用するクラウドサーバー」と書いてございますが、こちらは図でお示しております52ページの別紙1をご覧ください。

こちらが全体の構成となります。基本的には先ほど申し上げましたように利用者の方の情報を管理する図書館システムから職員が手作業でデータを抽出して、そこからインターネットにつながっている中央図書館の文書パソコンを使って事業者のクラウドサーバーにデータをアップロードして、そこから対象者の携帯電話にメッセージが一斉で届くという形となっております。

申し訳ございません。51ページにお戻りをいただきまして、今回、外部結合を必要とする利用でございますけれども、データを一斉で送信することで入力ミスを防ぐということで、効率性と安全性がこちらの面で優れているかというふうに考えてございます。

資料でございますけれども、実際に送る本文でございますが、53ページ、別紙2をご覧ください。こちらは案文ということですが、送れる文字数の制限が大体70文字ぐらいということでございますので、このような簡易な文章を想定してございます。

最後になります。54ページでございますが、今回、督促に当たってご本人の情報を利用させていただくことにつきましては、図書館の利用登録時にこちらの申請書を頂いておりますけれども、上段の※のところでございますが、「いただいた個人情報については督促等に使用させていただきます」という文言を入れさせていただいております。

私からのご説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○石毛委員 ここでも1点だけ確認なのですけれども、先ほどと同じですけれども、業務委託先のIDとかパスワードを用いるということは、先ほどの見解も、業務委託先の責任ということでやってもらっているということになってはいますが、こちらでも同じですか、考え方としては。

パスワードとかIDの変更とか、そういったものに関しては、管理は業務委託先の責任ということで行ってもらおうという考え方でよろしいですか。

○大久保中央図書館長 導入するサービスが提供する事業者によって異なりますけれども、基本的には区のほうでパスワードは変更ができることを想定しておりますので、厳重に管理をしたいというふうには思っております。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○鈴木委員 今回のシステム導入に関しては督促の強化ということなのですが、これまでの督促の方法にプラスアルファという位置づけでよろしいですか。

○大久保中央図書館長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木委員 それとともに、今回のショートメッセージに関しては、ほかの区で実績、督促の結果が向上したとか、そういう事例はありますか。

○大久保中央図書館長 近隣の自治体を調べてみたのですが、具体的な事例はまだございませんでした。23区の周辺の江東5ブロックということで、葛飾ですとか墨田、こういったところは事例がなかったんですが、全国に広げてみたときに、一関市で実証

実験レベルで今試験的にやっているようなんですが、まだ取組中ということで効果のところまで聞き取りができなかったところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、特にご意見、ご質問等ないということでしたから、本件については了承するということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございます。

【諮問第482号】学童メールシステムの導入

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の55ページになります。諮問第482号「学童メールシステムの導入」についてでございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○江川住区推進課長 よろしく願いいたします。住区推進課長の江川でございます。

同じく、学童保育係長の阿部が同席いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは着座にて説明させていただきます。

諮問番号第482号、件名が「学童メールシステムの導入」についてでございます。

現在は、学童保育室の利用者に対しまして、Aメールを活用して情報発信を行っております。内容といたしましては、電話回線が不通になった場合の緊急時の連絡ですとか、最近ですとコロナに関する情報ということで、クラス

ターの発生ですとか臨時休室の情報、さらには保護者負担金の残高確認のお願いなどのメールに使っているものでございます。

今回、Aメールサービスの更改に伴いまして、既存のサービスを継続できないということが分かりましたので、新たなメール配信機能を提供する委託事業者と契約をしたいという内容でございます。

56ページをご覧ください。業務の委託でございます。事業者が提供するメール配信サービスを利用して、施設の一部の方または登録者瀬全体に対しましてメールの配信を行うという内容でございます。

メール配信等の操作及びアドレス管理につきましては区のほうで行い、セキュリティ対策としましては、右側のところに記載しておりますプライバシーマークの認証を受けた事業者にするですとか、T L S通信の暗号化、または国内サーバーであることを条件とするとか、定期的なバックアップなどの想定をしております。

57ページをご覧ください。「電子計算組織に記録すること」というところになりますけれども、学童保育室につきましては、毎年、利用者全員に申請をし直してもらい、審査をしているという状況でございます。

登録していただきましたアドレスにつきましては、年度末に全て一旦削除しております。その一括削除を行うためには、C S Vで一度出力し、一時的に保存する必要がございますので、こちらの諮問をさせていただく内容でございます。

安全対策といたしましては、アクセス制限を設ける、またデータを保存する際はパスワード付きのZ I Pファイルにする、作業が終わったらすぐに削除する、こうしたことをマニュアルに規定し、徹底したいというふうに考えております。

続きまして、58 ページをご覧ください。外部結合についてでございます。文書パソコンを使いまして委託事業者が用意するメール配信システムにアクセスし、住区推進課から各利用者にEメールを配信するという内容でございます。

セキュリティ対策につきましては、先ほど委託業務の中でお伝えした内容と同じというふうに考えております。

59 ページをご覧ください。こちらがメールサービス利用のイメージ図になります。左上にあります住区推進課というところから、まず登録案内、こちらはお手紙を利用者にお渡しをし、利用者が空メールをして登録フォームに対して登録をしていただく。登録していただく内容につきましては5項目を考えておまして、メールアドレス、施設区分、施設番号、登録者番号、それから区分、この5つになります。氏名、住所等の個人情報は登録しないというふうに考えております。こちらで登録していただいた内容を基に、住区推進課でメールを送信する。また、送信等の操作につきましては、主管課のみで行うことを想定しております。原則、保護者の登録情報につきましては、毎年度末に削除する予定です。

60 ページになりますが、こちらは現時点で想定しております仕様書の要件案になります。これまでに説明させていただいた内容を記載しているものでございます。

以上となります。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○鈴木委員 すみません。私の理解が追いついていないのかもしれないんですが、Aメールサービスの更改に伴いメール配信の継続ができなくなるというのは、今まではAメールで配信対象者に必要な情報を送っていたけれど

も、今後それができなくなるから新しい仕組みを導入するという考え方で合っていますか。

○阿部学童保育係長 今まではAメールの機能を、言ってみれば一部を利用させてもらっていたのですけれども、メール配信というAメールのサービス自体がなくなるということだったので、新たに導入するという選択をさせていただきました。

○鈴木委員 ありがとうございます。Aメール配信がなくなるということですね。

○阿部学童保育係長 メール配信がなくなるというよりは、新しくシステムがバージョンアップして、より多機能なメールシステムになるというところで、経費対効果の関係から、こちらのほうがいいだろうというような選択をさせていただきました。

○江川住区推進課長 すみません。補足させていただきますと、学童保育室単位ごとのメール配信ができないというふうに聞いておまして、今回別のシステムの導入を検討させていただいているところです。

○鈴木委員 ありがとうございます。利用者としては、いろいろ登録先が増えると難しい問題もあるかなと思ったので質問させていただきました。

もう一つですが、60 ページ、「メール配信サービス仕様要件(案)」の中の下のほうなのですが、「公的認証について」の欄に「以下の公的認証を取得していること」ということでアとイがありますけれども、これは両方を要件とするという意味になっていますか。

○阿部学童保育係長 はい。両方の取得をしていることを条件とすることを予定しています。

○鈴木委員 これは意見なのですけれども、これは両方である必要もないかなと思ひまして聞いてみました。ありがとうございます。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

その他、特にご意見等ないということでした

ら、本件については了承するという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

〔諮問第483号〕生活困窮世帯の子どもに対する居場所を兼ねた学習支援事業における電子メールおよびWeb会議システムの導入

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の61ページになります。諮問第483号「生活困窮世帯の子どもに対する居場所を兼ねた学習支援事業における電子メールおよびWeb会議システムの導入」についてでございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○山岸くらしとしごとの相談センター長 おはようございます。くらしとしごとの相談センターから参りましたセンター長の山岸でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

同じく、学習支援係の廣瀬と山本、3人でよろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。

今回、「生活困窮世帯の子どもに対する居場所を兼ねた学習支援事業における電子メールおよびWeb会議システムの導入」について、案件とさせていただきます。

61ページをご覧いただきたいと思います。生活困窮世帯の具体的には一人親の家庭だとか就学援助を受けていらっしゃる家庭の中学生を対象に、平成27年度から居場所を兼ねた学習支援施設を委託して活動させていただいております。その中で、今回、業務の委託内

容、運用の方法についての変更と外部で結合する、具体的には中学校で今配付されているタブレットを、居場所を兼ねた学習支援の施設での利用に使わせていただきたいというような内容でございます。

まず事業の説明からざっとさせていただきますが、65ページをご覧いただきたいと思います。

65ページ、別紙1ということで、事業の概要でございます。生活困窮世帯の中学生、高校生を対象に、今、足立区では6施設で総勢370名、中学生240名、高校生130名ということでやってございます。

支援の内容としては4つありまして、まずは居場所の提供というところ。あと学習支援。週2回、学習日を設定して、マンツーマンで個別指導を実施というところ。あと食事提供と体験活動、こちらをセットにして中高生に対してサービス提供させていただいています。費用については無料です。具体的には委託事業者、カタリバ、キッズドアさんなどに委託をさせていただいているというような事業でございます。

66ページをご覧いただきたいと思いますが、電子メールを使わせていただいて、居場所のスタッフ、受託事業者と登録している生徒たち及びその家庭と主に施設の運営に関する連絡など、出欠確認も含めて、これを電子メールでやり取りさせていただきたいなというところでございます。これまで、やや厳格に個人情報を守ってきた嫌いもあって、こういったものを連絡する際は電話だとかお手紙を通じて運用させていただいていたのですが、コロナの感染拡大などで緊急で閉鎖するだとか、そういった場合に対応が難しいということがありましたので、今回、電子メールを使って運用させていただきたいというところでございます。

もう一つ、67ページをご覧いただきまして、

別紙3、オンラインを使って学習支援をさせていただきたいと思っております。通常、生徒たちは施設に直接行って、直接マンツーマンで学習指導、支援を受けているような状態ですけれども、こういったコロナの感染拡大だとか、施設に通うことが難しい生徒もいらっしゃいますので、そういった利用の幅を広げるためにも、一部オンライン学習ということで、会議のIDを送付するやり取りをしながら、必要に応じてオンライン支援、学習を使わせていただきたいというところでございます。

これに併せて、もちろん各中学校の承認を得てからなのですけれども、今、生徒に対して配付されているタブレットを使わせていただくことで運用していきたいなと思っております。

62 ページにお戻りいただきまして、既に平成27年度から、この事業をスタートしています。そのときに、住所、氏名など一連の個人情報のお認めはいただきましたので、今回、メールアドレスだとか Web 会議システムを利用した際の容貌・音声についても保護の追加項目とさせていただきますし、さらに、しっかりと個人情報を守るということを意識した運用をさせていただいた上で進めていきたい、こういうふうに考えてございます。

説明については以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○石毛委員 確認です。過去にこれまで挿入された項目があって、今回追加項目がありますね。見ても、ある程度のボリュームが、結構大事な情報が把握されるようになっていくということで、当然私もキッズドアさんもカタリバさんもよく分かっていますので、その辺は安心してはいるのですが、ただ形式的に捉えたときに、こういった内容を業務委託先が取り扱うこと

に対しての安全性とか、何をもって評価してきたのかというのを、それだけちょっと教えていただけますか。これだけ見てもよく分からなかったものですから。当然、過去に評価されていますので、いいのかなということだとは思いますが、その辺をちょっと教えてください。

○廣瀬子どもの学習支援係長 68 ページにあります別紙4ということで、個人情報に関するセキュリティ対策の実施ということですか、こういったことをはじめとしまして、あと、それぞれの業者ともにISOの資格等も取得しておりますので、そういったところから日々セキュリティの実施については行っているところです。

○山岸くらしとしごとの相談センター長 補足しますと、今のルールに基づいて事業者はやっていただいています。区側も、月次の報告ということで、そのときにしっかりと個人情報を守りながら運用しているとか、そういった報告も含めて、こちらと定期的に会合を持っている、そういった運用をさせていただきます。

○石毛委員 分かりました。引き続きその点をやっていただいて、非常に大事な事業だと思いますし、洗練されていかなければならない事業だと思いますので、その点よろしく願いいたします。以上です。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○水町委員 62 ページの右側の「個人情報の保護措置等」の1の(2)でBCC入力ということなのですが、予算の関係上しようがないのかもしれないのですが、BCCは忘れることも多くて、間違えてしまうことも多いかと思えます。BCC同士にするのが、区の職員さんならまだ慣れていらっしゃると思いますが、大事なお仕事をされている受託事業者さんだと思いますけれども、BCCを忘れてしまうということもあり得なくはないので、メー

リングリストか何かをつくって個別メールアドレスを登録しておけば、メールリングリストのアドレスだけしか受信者には見えなくなりますので、そういうほうが漏れが少ないのかなと思いました。ただ、メールリングリストにすると、それに返信するお子さんがいるような気もするので、返信不可のメールリングリストとかに予算上できるのであれば、そちらのほうがいいと思います。意見ですので。以上です。

○川合会長 その点、所管課さんのほうから何かもしありましたら。

○廣瀬子どもの学習支援係長 既に委託事業者のほうでメールリングリストの機能はついたメールを契約しているということなので、委員のおっしゃるとおり活用させていただきたいと思っております。

○川合会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 65 ページにあるこの事業の対象者が、※で「中学生の時に本事業を利用していた高校生は継続利用が可能」とありますが、これは貸与されているタブレットとか、そういうことに関わるということになりますか。

○廣瀬子どもの学習支援係長 タブレットは中学生だけになるので、タブレットとは関係なく、定員の問題ですか受け皿の問題で、継続して使っていたお子さんだけを対象にしているということです。

○鈴木委員 そういう利用者の総数の問題とかであれば仕方ないのですが、ちょっと残念だなと思ったので意見させていただきました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

特に、その他ご意見、ご質問等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと

思います。ありがとうございました。

【諮問第484号】「児童手当」支給事業の封入封緘委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきます。資料の69ページになります。諮問第484号「「児童手当」支給事業の封入封緘委託」についてでございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○長谷川親子支援課長 親子支援課長の長谷川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

児童給付係の黒澤係長でございます。

同じく、児童給付係の堀越でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは着座にてご説明させていただきます。

現在、親子支援課では様々な手当や医療費の支援を行っております。その1つとして、15歳に到達した年度末までの児童を対象に、生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を目的として、法律等に基づき児童の養育者に対し児童手当を支給しております。

お手元の資料の69ページの事業概要をご覧ください。いただければと思っております。手当の支給に伴う業務委託及び電子計算組織への記録につきましては、諮問第151号によりご承認をいただいているところでございます。

年4回、1回につき約4万7,000件の委託事業者への個人情報の受け渡しについて、業務委託の効率化を図るためにクラウドサーバーを介した受け渡しに変更させていただきたく、また外部継続について今回諮問させていただきたいというふうに考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、70ページを

ご覧いただきたいと存じます。

次に、条例第 16 条に基づく業務委託に関して説明させていただきます。業務委託の内容については、先ほど申し上げましたとおり、諮問第 151 号でご承認をいただいております。業務委託内容で変更がありますのは、今回ご審議いただきます支払通知書の印刷に必要な個人情報の受け渡しについてクラウドサーバーを使用することです。

なお、業務委託の内容及び条件については、記載のとおりでございます。

業務委託に伴い取扱う個人情報についても、資料に記載のとおりでございます。

業務委託を必要とする理由でございますが、約 4 万 7,000 件の対象者に対して手当の支給及び手当の事務処理を正確かつ迅速に実施するためでございます。

事業の概要については、2 枚おめくりいただきまして 72 ページの別紙 1 に業務の作業フロー図を、また支払通知書の見本については 73 ページの別紙 2 をご参照いただければと考えてございます。

個人情報の保護措置等については、契約の要件としまして、プライバシーマークまたは ISO27001 の認証を受けていること、必要性が生じた際には委託事業者の作業場所を抜き打ちで確認をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、74 ページの別紙 3 の誓約書を提出させるとともに、契約書及び仕様書の各条項並びに法令に違反した場合には罰則を適用することを要件といたします。

さらに、業務終了後に本業務に関するデータを破棄させるとともに、クラウドサーバー上のデータが残らないように必要措置を講じることを仕様書に盛り込みます。その上で、75 ページでございますけれども、別紙 4 のデータ消去報告書を提出させるものといたします。

お戻りいただきまして、71 ページをご覧いただければと思います。資料の右側の外部結合を必要とする理由について、ご説明させていただきたいと存じます。

まず 1 のデータ受け渡しの処理時間の短縮でございます。記録媒体搬送に要する時間を省略することで業務委託の効率化を目指します。

次に、2 のデータ受け渡し時の情報保持安全性に対するリスクの軽減でございます。記録媒体の受け渡し及び返却時に伴う紛失や盗難等の事故を未然に防ぐことで、情報保持の安全性に対するリスクを軽減させます。

処理の概要・効果については記載のとおりでございます。

セキュリティ及び保護対策についても記載のとおりでございますが、個人情報データのアップロード及びダウンロードは通信の暗号化を行い、委託事業者に保存されるデータも全て暗号化して保存させます。データのやり取りは SSL/TLS 等により暗号化を行い、第三者が情報を見られないようにいたします。さらに、ユーザーアカウントの管理により、アップロード及びダウンロードの権限を制限し、個人情報を取り扱う者を制限いたします。

以上で私からの諮問事項のご説明とご報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いたします。——よろしいでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

**【諮問第485号】電子契約サービスの導入
＜審議会意見＞**

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。導入予定の電子署名は立会人型電子署名であり、契約当事者同士の電子署名ではない。裁判で真正性が論点となる恐れがあることから、電子署名の方式について、十分に検討されたい。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきたいと思います。資料の76ページになります。諮問第485号「電子契約サービスの導入」についてでございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○小山契約課長 契約課でございます。よろしくをお願いいたします。

契約課長の小山でございます。

左から、物品契約制度改善担当係長の豊田でございます。

○豊田物品契約制度改善担当係長 よろしくをお願いいたします。

○小山契約課長 工事契約係長の高橋でございます。

○高橋工事契約係長 よろしく申し上げます。

○小山契約課長 右に移りまして、工事契約制度改善担当係長の手島でございます。

○手島工事契約制度改善担当係長 手島です。

○高橋ICT戦略推進担当課長 支援で入らせてもらっているICT戦略推進担当課長の高橋と申します。よろしく申し上げます。

○小山契約課長 よろしくをお願いいたします。

それでは着座にてご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

それでは、諮問第485号「電子契約サービスの導入」についてご説明申し上げます。

まず76ページ、事業の概要等でございます。国のDX推進に伴いまして、令和3年1月に地方自治法施行規則が改正されました。行政は、

そもそも赤い朱肉を押した印鑑による契約、これが原則でございましたが、DX推進に基づき電子証明を拡大するといったところで、電子証明に必要な例えば認証、これまでは行政と受託事業者がそれぞれに自前で用意し、それに基づいて電子契約をしなければいけないというルールだったのですが、改正によって間に入る事業者——クラウドですけれども、そちらのほうで資格を持って、責任を持った介在をすれば電子契約ができる、こういった改正が行われたところでございます。それを受けて足立区も電子契約を来年度6月に導入したい、こういったところで今回お諮りするものでございます。

現状としましては、茨城県、それから浦安市、笠間市等が既に電子契約を導入しており、東京都においては、都が11月から試行で始めており、来年度中には本格実施、また23区及び都下の自治体においては、東京電子自治体共同運営という団体があるのですけれども、そちらのほうで統一した事業者を決定し、そこを各自治体を使うか使わないか、そういった判断を求めるところで、今は共同運営が事業者の選定に向けて動いている、こういったところはございます。

事業の概要の5行目になります。電子契約サービスですけれども、先ほど申し上げたように、行政はこれまで紙契約を交わしてまいりました。

今後どうなるかのところにつきましては、80ページをおめくりいただいてよろしいでしょうか。こちらは別紙1ということで、フロー図を用意させていただいています。現状で言うと上の紙の契約です。開札、要は事業者が決定してから区のほうが契約書原本を用意し、それを一旦相手方にお渡しし、判子を押してもらって区に戻してもらう。そこで区が判子を押して双方赤い朱肉を押したものが成立し、それを双方で1通ずつ共有する。なので、当然人が動いた

り、もしくは郵送という手続もございますけれども、そういった煩雑な作業が多かった。

下の電子契約においては、今の朱肉を押すといったところ、書類の持ち運びといったところがなくなります。要は電子上で電子署名というものを使ってやり取りしますので、そういった人件費がなくなるとともに、右側に書いてありますけれども、印紙の貼付けが不要。電子契約においては、相手方、事業者さんが区に提出する契約書には印紙を貼らなければいけない。区の契約だと、学校工事だと大体 50 億以上になる場合がありますけれども、それだと印紙税が 60 万円ぐらいかかってまいります。そこについては電子契約では不要ということで、事業者さんにおけるコスト的なメリットも図れると考えているところでございます。

なお、電子契約の話をしました。資料はございませんけれども、入札という行為が手前にあります。契約の手前には入札行為がありますが、実は共同運営といったところでは電子入札を行っており、東京都下約 50 余の自治体が参加して、一画面の中で、とある区がどういう工事を発注しているか。事業者さんはそこをのぞきにいくと、都内でこういう工事を発注している、じゃあ自分はここに申込みたいというサービスがございまして、入札について足立区はそちらに参加してございます。

今回の電子契約について、足立区は単独で行こうと思っています。先ほど東京都の各自治体が見えるような事業者を選定しているさなかであるというふうに申しあげましたけれども、足立区は電子契約においては単独で行こうと思っています。

その理由としましては、まず共同で決めていく事業者、こちらのほうが足立区の実務に即応しているか、対応できるかというところが見えないところが 1 つと、電子契約においては、落札した 1 工事ないし物品契約の案件について

基本的にメールでやり取る相対のところなので、ほかにどういうものがあるかということを見る必要がないといったところでは、足立区独自で電子契約を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、お戻りいただきまして 76 ページになりますけれども、本日の諮問事項は個人情報保護条例第 16 条及び第 22 条、業務の委託と区の機関以外のものとの外部結合、こちらについてお諮りするものでございます。

それでは、1 枚おめくりいただいて 77 ページになります。80 ページが第 22 条、77 ページが第 16 条関係、こちらとも関係するので一括でご説明してまいりたいと思います。内容については今お話ししたとおりで、クラウドを通じて電子契約を相手方と交わすというものでございます。

条件としましては、国内に設置されているクラウドサーバーを利用します。それから不正なアクセスへの対策を講じる。データ通信については暗号化して行うといったところでございます。

こちらについての仕組み、右側の個人情報の保護措置等については、ページで言うと 81 ページの別紙 2 ということでイメージ図を用意してございますので、こちらと見比べていただけたらと思います。

対応策 1 つ目は、SSL/TLS による通信の暗号化を行う。こちらが 1 つ目でございます。2 つ目については、ファイアウォールを導入しますので、それで不正な通信、攻撃の侵入を防ぎます。3 つ目、こちらは国内に設置されているサーバーを活用します。4 つ目、区とクラウドサーバーの結合、こちらについては L G W A N 回線を使います。5 つ目、受託事業者に求めるものですが、ISO/IEC27017 の認証、もしくは I S M A P、政府情報システムのためのセキュリティ評価基準の登録を求めるとさせて

いただきます。6番です。本サービスへの行政職員のログインですけれども、こちらについてはID及びパスワードについて管理してまいります。7番。蓄積したデータについてですけれども、これは区の文書規程にも関わりますが、契約案件については10年間保存となっておりますので、そちらの段階までは保存してもらい、その後、区のほうが一括廃棄を受託者にさせます。当然のことながら、廃棄の確認及び——形式の部分にはなりますが——廃棄完了報告書の提出、こちらのほうは確実に求めてまいる考えでございます。それからバックアップですけれども、基本的にはクラウドの中にあるので、よほどの不測の事態がなければ問題にはならないと思うのですが、年4回程度、区のほうにDVDとかCD-Rといったもので提供させる。こういったところで保険をかけることで考えてございます。その他、9番、10番につきましては、個人情報保護条例、その他仕様書、契約条項等によって、相手方に個人情報の遵守については確実に対応を求めてまいるところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何か質問等ありましたら、お願いいたします。

○上委員 公開鍵・暗号鍵の管理も、そのクラウド側でやるという理解でよろしいですかね。それともどこか別のサイトでやるのか。別の事業者で鍵管理をやるのか。

○高橋ICT戦略推進担当課長 全て今回の選定する事業者のほうでのサービスの中で、そういう管理も行います。

○上委員 そこは事業者のほうで選ぶという理解ですね。分かりました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○水町委員 電子証明書は特定のものになる

んでしょうか。契約相手方にとっては、この電子証明書を使ってくださいというのを特定されちゃうとか、このサービスを使ってくださいというのを限定されちゃうと結構面倒かなと思って、そういう意味で言うと、東京都下の汎用システムのほうが、東京都下の自治体と契約する際はこのサービス、この電子証明書と決まれば利便性が上がるかなと思ってお聞きしています。それとも契約相手方は電子証明書を要らないで、立会人型の電子署名になるんでしょうか。そうすると認証法上の要件を満たすかという問題があると思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○小山契約課長 今、立会人型というご発言があつて大変助かりました。まさにこの仕組みは立会人型になりますので、1つは、相手方、要は事業者側に電子署名を求めるような仕組みではございません。

それから2つ目については……。ごめんなさい。2つ目は何でしたか。

○水町委員 2つ目が立会人型という回答であれば、1つ目は成り立たない質問なので大丈夫です。ただ、立会人型の場合に、要は真正な成立を証明できるかという問題があると思うんですけれども、区の契約として立会人型の電子署名でいいかというのは、どういう判断で、どなたが……。慎重な検討をされた上で、それでもいいというご判断という理解でよろしいですか。

○豊田物品契約制度改善担当係長 豊田と申します。よろしくお願いいたします。

76ページに根拠法令を載せております。

○水町委員 それは根拠にならない。電子署名というのは結局押印に代わるものになるわけじゃないですか。本人の押印に代わる電子署名だから、民訴法上の真正な成立というのを電子署名法で満たすということになっていると思うんですけれども、立会人型の電子署名だと契

約当事者じゃない人の電子署名になるので、もし裁判になったときに、この契約が有効と認められるかという、有効というか、真正に成立している契約であると認められるかという問題になってくると思いますが、そのあたりは十分にご検討いただいたほうがよろしいかと思えます。

○小山契約課長 契約課長です。ありがとうございます。検討の中で契約の落札事業者、誰が契約の権限を有しているか、これは私も非常に気になっていたところでございます。そこについては相手方のほうから契約権限を有する者は誰か、そしてその人のみに届くような個人メール、実際のやり取りはメールで行いますので、そちらのほうをもらってやり取りさせていただくというところで、要は相手の事業所の中でも、契約権限のある人しかこのやり取りはできないといったところを担保しようというふうな考えでございます。

○水町委員 契約締結権限者にメールが届いているかというのも確かに論点ではありますが、そもそも電子署名が契約当事者間の電子署名でないという点が論点ですので、そこについては多分今日お答えいただくのは無理だと、ちょっとご検討されていないように見受けられますので、関連資料等をご覧になって、電子署名法の解釈等をゆっくりご検討いただければと思います。

○小山契約課長 分かりました。そのところはご理解いただけるような資料、もしくは考え方を整理してまいりたいと考えてございます。

○川合会長 その他ございますでしょうか。

では、特にその他ご意見等ないということで、先ほどの水町委員からのご指摘も踏まえまして、本件については了承することとさせていただきます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なし

ということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

〔諮問第486号〕ふるさと納税支援業務委託

＜審議会意見＞

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきます。資料の83ページになります。諮問第486号「ふるさと納税支援業務委託」についてでございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○栗木協働・協創推進課長 協働・協創推進課長の栗木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

同席いたしますのは、協働・協創推進担当係長の山崎と河井になります。よろしくお願いたします。

では、着座にて説明をさせていただきます。失礼いたします。

私からは、案件が「ふるさと納税支援業務委託」ということをご説明をさせていただきたいと思うのですが、83ページになります。

ふるさと納税は、皆さんご存じだと思うのですが、平成20年に始まった制度でございます。地域格差の是正ですとか地方創生を目的に始まったのですが、近年、報道等でも大きく取り上げられていますように、ふるさと納税における住民税の流出が増加傾向にありまして、足立区においても、平成3年には16億4,000万円、今年度、平成4年には約20億7,000万円もの減収の見込みとなっております。これはどれぐらいの額かという、学校の建替えの半分の費用に相当する額が1年間に出ていってしまっているというような状況でございます。

この税の減収に歯止めをかけるとともに、返

礼品を通じて足立区の魅力を広く区外に知っていただくということを目的に、今年度から公募による返礼品の拡充に取り組んでまいりました。そして10月から、これまで伝統工芸品中心に12品目しか返礼品はなかったのですが、そちらのほうを64品目に拡大いたしました。足立区というと、名物・名産というものも少ない状況ではございますけれども、例えば足立区に多くある銭湯の一番風呂利用券など、他の自治体にはない体験型の返礼品を充実させていただいたことが、テレビですとか新聞等に大きく取り上げていただくことができました。今年度の実績として寄附件数、寄附額とも例年を上回る成果を出すことができしております。

しかしながら、今後もふるさと納税における減収というのは増加するということが見込まれておりまして、ここからさらに足立区でも返礼品を拡充させることと、現在、足立区返礼品を掲載しているポータルサイトというのですけれども、ふるさとチョイスしか掲載していないのですけれども、他のポータルサイトも利用することで、足立区への寄附をさらに集める必要があると考えております。

しかしながら、ふるさと納税に係る業務ですけれども、こちらは区役所の職員が全て内製で行っている状況でございます。今後の拡充を考えますと、職員だけで対応するには限界を迎えておりますので、ふるさと納税に係る業務を委託したいと考えております。

すみません。前置きが長くなりましたが、今回の諮問事項は、ふるさと納税の委託に関するのと、委託に伴い発生いたします区の関係機関以外のものとの外部結合についての2点になります。

1ページおめくりいただきまして84ページ、業務の委託について簡単に説明させていただきます。委託業務の内容といたしましては記載

のとおりですけれども、現在、区の職員で行っているふるさとチョイス、ポータルサイトの管理・運営ですとか、返礼品の発注でしたり、配送の管理、寄附金受領証明書などの発行・発送に加えて、ポータルサイトを拡充したいと考えておりまして、そちらに伴うふるさと納税一元管理システムの管理・運用と、今はないのでコールセンターをぜひ設置したいと考えております。コールセンターの開設・運営、こちらのほうも委託の中に盛り込みたいと考えております。加えまして、ここも重要なポイントとなりますが、魅力的な返礼品の開拓というのを区と一緒に進めていっていただけるような事業者さんを選定したいと考えております。

こちらは公募型プロポーザルを実施いたしまして、委託開始を令和5年6月からということで現在予定しております。

この業務委託に伴う個人情報の項目といたしましては、84ページの右側上段に記載のとおりとなります。寄附者の情報に加えて、返礼品の提供事業者様の情報も取り扱うことになります。

これらの個人情報の保護措置といたしましては、下に記載しているとおりですけれども、次のページまで行きまして12項目挙げさせていただいております。ポイントとなるものを紹介させていただきたいと思うのですけれども、まず記載番号1番、事業者においてはISO27001またはプライバシーマークの認証を取得していて、認証に準じた適切な保護措置を講ずる対策ができています事業者であることと、記載番号3をご覧くださいののですけれども、委託業務終了後は、データで保存されたものは消去して、紙媒体はシュレッダーで破棄した後に、別紙6でつけさせていただいております個人情報削除証明書を提出することとしております。

記載番号10番になりますけれども、先ほど

コールセンターを開設したいというお話をさせていただきましても、コールセンターなどしっかりと設置されているかというところを、私ども担当課が業務先に出向いて確認を行いたいと考えております。

最後、記載番号12番、我々もふるさと納税を受け持っているいろいろな事業者にはアリスリングを行ったのですけれども、あまりないということですが、再委託をやむを得ずする場合は、事業者と同等の保護措置を講ずることを必須条件としたいと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただいて86ページになります。諮問事項2の区の機関以外のものとの外部結合について説明いたします。

ページが行き来して大変申し訳ないのですけれども、資料90ページ、別紙4のふるさと納税業務フロー図をご覧くださいませでしょうか。これからお話しするのは、このフロー図に「一元管理システム」と書いて囲んである真ん中の部分の説明になります。

個人情報の記録ですとか結合する区のシステムですとか結合先につきましては、86ページの左側に記載のとおりとなります。この一元システムの情報は、区と委託事業者で共有して、これから拡大していく複数のポータルサイトに入力された情報が、自動結合によってこの一元管理システムに反映されます。また、件数は少ないのですけれども、直接窓口にお見えになったりですとか、電話で寄附をお申し出される方もいらっしゃいますので、そういった場合は我々区の職員が一元管理システムにその寄附情報を入力することで、委託事業者がその後の処理をするという流れになっております。

こちらのシステムのセキュリティ・保護対策については、記載のとおりとなりますが、特にポイントと我々がしているところは、記載番号5のデータセンターがまず国内にあること及

びISMAPまたはISO27001/27017の認証を取得しているシステムであることを必須条件としたいと考えております。

87ページ以降は、参考資料として、ふるさと納税の寄附者様に送付する資料を別紙1～3までつけさせていただいております。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたらお願いいたします。

○いいくら委員 いいくらです。前の諮問でもちょっと質問させていただいたのですけれども、86ページの「セキュリティ・保護対策」の「パスワードは年1回以上更新する」ということですが、今、個人情報の大切な審議をしているわけですが、このふるさと納税に関するものの情報に関してパスワードを年1回以上更新するということがいいんですか。それとも協働・協創推進課のほうでは、ほかに個人情報に関するものがあって、それを一元化した上でのパスワードを年1回、これは連携しているのか、その点をちょっとお伺いします。

○栗木協働・協創推進課長 委員がおっしゃられましたように、ほかにも扱っている情報があるので、それを1つにまとめて、パスワードを1年に1回以上更新するということが進めたいと考えております。

○いいくら委員 そうすると、ふるさと納税もそうだし、所管課の主査とか係長、関係者の全ての皆さんがパスワードによって見て、そのほかにも情報として管理するという形でよろしいんですね。

○栗木協働・協創推進課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○いいくら委員 年1回以上更新することは、広くいろいろな人が見ていく形になっ

てくると思うんですけれども、今言われたような形で今後また広がってくるんですけれども、ふるさと納税は大切な情報になってくると思うんですが、その辺の管理というのは課長としてしっかりと対策は取れている形になるんですか。今後また広がってくると思うんですが。私は、ふるさと納税だけのパスワードで、ほかにまたいろいろなものの山がある中において、これに関して見られる人は限られているのかなという形で思っていたので、その点についてお願いします。

○栗木協働・協創推進課長 ふるさと納税の事務に関しましては、今後委託すると、もう少しかかる人員も減ってくると思うんですけれども、今課員みんなで見ても対応しているような状況になりますので、職員のパソコン1台1台のセキュリティというところもしっかり見て取り組んでいきたいと考えております。

○いいくら委員 分かりました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○鈴木委員 よろしく願いいたします。ふるさと納税の業務についての外注化の中で、コールセンター設置のご予定があるということですが、そのご説明があまり深く書かれていないので、ちょっと確認ですが、プロポーザルで事業者を決定するというので、足立区だけのためにやるコールセンターを予定しているという考え方で合っているかどうか、まず伺いたいです。

○栗木協働・協創推進課長 委員おっしゃるとおり、足立区だけのコールセンターとなります。

○鈴木委員 そうしますと、足立区でも統合型のコールセンターというのが、これからもまた続いていくと思うんですが、そちらへの問合せと、ふるさと納税のコールセンターとの関係とかがあってというのはどういうイメージでしょうか。

○栗木協働・協創推進課長 今その細かいところまでは想定していなかったんですけれど

も、おっしゃるとおり、コールセンターのほうにふるさと納税の連絡が入るということも十分想定されますので、せつかく設置する専門のコールセンターがありますので、そちらのほうをご案内していただくような形になるかなというふうに思います。

○鈴木委員 分かりました。そうしたら、ふるさと納税専用のコールセンターについても、個人情報取扱いに十分気をつけていただくようお願いしたいと思います。

○栗木協働・協創推進課長 はい、承知いたしました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。——よろしいですかね。

では、その他ご意見ないということですので、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第487号】マンション管理計画の認定制度について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと思います。資料の95ページになります。諮問第487号「マンション管理計画の認定制度について」でございます。

では、所管課よりご説明をお願いいたします。

○神山住宅課長 出席職員の紹介をさせていただきます。

私、住宅課長の神山でございます。よろしくお願いいたします。

住宅計画係長の須藤でございます。

○須藤住宅計画係長 須藤です。よろしくお願い

いたします。

○神山住宅課長 住宅計画係の北澤でございます。

○北澤住宅計画係 北澤でございます。よろしく申し上げます。

○神山住宅課長 それでは着座にて説明させていただきます。

それでは、諮問第 487 号「マンション管理計画の認定制度について」をご説明させていただきます。

まず、お手元の資料 95 ページ、「足立区情報公開・個人情報保護審議会諮問・報告資料総括表」についてご説明申し上げます。

今回、案件を提出した理由でございますが、令和 4 年 4 月 1 日に分譲マンションの管理について規定したマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正されました。新築・既存を問わず、マンションの管理状況や今後の管理の計画について、区が認定できる制度が創設されたことによります。

認定制度の目的及び内容につきましては、98 ページのちらし案をご覧くださいと思います。

まずはマンション管理計画認定制度の目的についてご説明させていただきます。

とりわけバブル期に多く建築されました現在では住まいの主流として定着した分譲マンションでございますけれども、築 40 年を超えるマンション数が今後 10 年～20 年間でピークを迎えるということでございます。管理が不十分なままのマンションが築 40 年を経過しますと、老朽化が加速しまして、マンションの住民のみならず周辺環境や周辺住民への安全性も脅かされるおそれが生じてまいります。また、しっかりとした管理を行ってまいりまして、建替えや大規模修繕を視野に入れるなど、今後のマンションの在り方につきまして管理組合内で議論する必要が生じる時期でもございます。

このような状況で、マンションの建築当時から入居されている住民の方々の多くは 70 歳、80 歳前後となっております。新たな資金の借入れや追加の修繕費を求められても対応が困難になるおそれがあります。修繕費の支払いができない方が増え、適切な時期に改修が行われないなど、マンションの老朽化がさらに進むことにもつながります。

これらの建物の老朽化と入居者の高齢化の状況について、近年では 2 つの老いと呼ばれているところです。今回の制度によりまして、行政がマンションの管理方針を誘導することによりまして、2 つの老いを抑え良好な管理の下で長く住み続けられることに供すると考えております。

また、国が示す認定のメリットでございますけれども、主なものとしたしましてはローンの金利優遇となります。優遇の詳細は 98 ページ、お手元のちらし案をご覧ください。また、今後も国土交通省のほうで、さらなる優遇措置について検討していきたいとお話も出ております。

次に、認定の項目と基準に触れさせていただきますが、お手元の 100 ページの表 1、認定項目と認定基準でご説明させていただきます。

この表に記載されました長期修繕計画、修繕積立金、管理規約などの 5 分野につきまして、マンション管理組合は自らの事情に応じた計画を作成いたします。区は計画内容を国が示す一定の基準に適合することを審査いたしまして、認定を認めた場合につきましては計画を認定いたします。この認定は 5 年更新となります。マンション管理組合は 5 年ごとに計画の見直しを行いまして、更新認定を受けることにより、マンションの管理状況が最新かつ適切な状態を保っていく仕組みとなっております。

ここからが諮問事項の 1 つ目でございます。96 ページをご覧ください。申請をいただくに

当たりまして、申請審査の過程及び変更内容の履歴を管理・記録するため、申請事項等を区の文書パソコンに登録しまして、Excel で台帳として整備いたします。このことが足立区個人情報保護条例第 22 条第 2 項の電子計算組織に記録すること及びその記録項目に該当いたします。

台帳に記載する個人情報、認定申請書に記載されました管理者氏名、住所、電話番号、監事の氏名等となります。一般的には管理者はマンションの管理組合の理事長となりますので、5 年間の認定期間中に理事長の交代等も生じることがあります。このような際には認定の変更申請をいただくこととなりますので、新旧等の履歴につきましても台帳に記録してまいります。この記録は、認定の有効期間が 5 年間であることから、会計年度で 5 年間、暦年では最長 6 年間保有し、その後、個人情報に当たる部分は廃棄いたします。

なお、電子化した台帳に関するセキュリティについてですが、使用するパソコンは区の文書管理パソコンに限定いたしまして、パスワードによる保護と外部ネットワークとの直接接続は行わないものといたします。また、Excel で作成いたしました電子データにつきましても、パスワードによって保護を行い、庁内ネットワークの職員共有フォルダに保存いたします。それぞれのパスワードは年 1 回以上更新しまして、業務に携わる職員のみ——2～3 名となりますが——共有することといたします。このほか台帳のデータにつきましては、統計情報として取り扱うことも想定しておりますが、その際は個人情報を匿名加工として使用いたします。

認定に必要な申請手続とその流れにつきましては 101 ページをご覧ください。

認定には申請者である管理組合の理事長が区に申請することが必要となりますが、国土交

通省の技術的助言及びガイドラインに則りまして、申請者と区の間には公益財団法人マンション管理センターを介しまして、当センターの管理計画認定手続支援サービスを使用することといたします。このマンション管理センターは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律によりまして、国土交通省よりマンション管理の推進を目的として指定を受けた唯一の機関となっております。

また、管理計画認定手続支援サービスの利用についてですが、図にあります①～④の部分はインターネット回線で利用できるため、申請者が窓口に来ることなく申請ができて、利便性の向上、CO₂の削減やペーパーレス化につながるものと考えております。

また、図の②と③につきましては、インターネットで区の機関以外に接続し個人情報の提供を受けることとなります。この部分が諮問事項の 2 つ目でございます。97 ページをご覧ください。足立区個人情報保護条例第 22 条第 1 項の区の機関以外のものとの外部結合に該当いたします。

このことにつきましては、恐れ入りますが、97 ページをご覧ください。管理計画認定手続支援サービスは、マイクロソフトの Azure と呼ばれますクラウドを動作しています。クラウドサービスのセキュリティ及びプライバシー対策につきましては、ISMAP 認証による評価・登録を受けていること。また、ISO27001/27017/27018 にも準拠しております。クラウド内のデータは 256 ビット AES 暗号化によって保存されておまして、通信につきましては SSL/TLS によって暗号化されていることから、一定の保護対策の水準を有しているものと考えております。

なお、詳細な場所は非公表でございますが、データセンターは日本国内であることの報告を受けております。

以上が、住宅課諮問「マンション管理計画の認定制度について」でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 いいくらです。96 ページですけれども、課長の説明では、このデータにはパスワードをかけ、業務にかかる職員2～3名のみ共有するというでいいと思うんですけれども、住宅課は職員が何人いるか分からないですけれども、他の諮問では課全体でパスワードを共有するという諮問を受けたんですが、住宅課のほうではこのデータのみの担当の2～3名、ほかの人は同じ課の中でもこのデータにはアクセスできないということでしょうか。

○神山住宅課長 委員おっしゃるように、住宅課の職員は数十名おりますけれども、この業務に携わる人間というのは2人～3人というふうに考えておりますので、それ以外の職員はパスワードが必要ないというふうに考えておりますので、2～3人という答弁をさせていただきました。

○いいくら委員 分かりました。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。

○鈴木委員 よろしくお祈いします。私の住んでいるマンションでも、ちょうどこの話題が出てきているところで、リアルに質問させていただきたいんですが、記録する個人情報の中に管理者とありますが、管理会社を利用している場合には対象になるものか、ならないものかということをお祈い確認させていただきたいんですが。

○神山住宅課長 管理会社も対象になります。

○鈴木委員 それと、101 ページで申請が Web できるといっていますが、Web なのでメールを使ったりとか、その後のやり取りでメールが

出てくることは特にないということでしょうか。

○須藤住宅計画係長 住宅計画係長の須藤と申します。今のご質問はメールでのやり取りをということでしょうか。

○鈴木委員 はい。申請後メールでのやり取りが発生する機会があるかどうか。

○須藤住宅計画係長 まず登録の前にマンション管理センターに内容を送るときに、メールの登録が必要になってきます。その際に登録をしていただいて、また認定等を区のほうが行ってサーバーにデータをアップした際に、そのデータがメールで送られるようになっております。なので、基本的にはメールでのやり取りになるということでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。メールとなると、管理組合というのは任意団体なので、メールの引継ぎとか、そういったことも問題になるのかなど。分かりました。ありがとうございます。

○石毛委員 1点だけ確認させてください。この計画内容の適合の確認ですけれども、これはどこがやって、このクラウドのほうに入力というか、その情報を集める役目はどちらがやることになりますか。すみません、素人みたいな質問で。

○須藤住宅計画係長 もう一度よろしいでしょうか。すみません。

○石毛委員 まず申請しますね。マンション管理センターが申請する。認定されるまでに、この計画内容適合の確認って図に書いてありますけれども、101 ページの図に。この計画内容の適合確認というのはどこが行うのか。

○須藤住宅計画係長 基本的には、まずマンション管理センターに認定を申請します。マンション管理センターの中で一旦中身を見ていただくような形になります。マンション管理センターで事前確認適合書の認定をいただいて、

また区のほうでも、いわゆる第三者機関というのですか、認定をするのでしっかり中身を確認した上で、再度マンション管理センターさんに預けるといふか、データを入れるような形になりますので、基本的には2段階で認証するような形になっております。

○神山住宅課長 補足いたします。最終的に認定するのは足立区でございます。中身を専門家の方に具体的に見ていただきまして、さらに私どものほうで確認する。最終的に行政が認定を下るような形になります。

○石毛委員 認定されている第三者機関、そういったところからの情報の漏えいというんですかね、そういったものの扱い方というのはどのように考えているか教えていただけますか。

○須藤住宅計画係長 基本的には先ほど 97 ページでご説明させていただきました。マンション管理センターのサーバーになるのですけれども、こちらのほうは ISMAP 認証というもので、これは政府が行っている、いわゆる統合的なセキュリティになっております。こちらのセキュリティを使って行いますので、基本的には漏えいはないと思われまして、そこに関しては。

○神山住宅課長 すみません。補足いたしますが、基本的に情報漏えいがないといいましても、事件は多々起きています。その中で国がある程度先導してやっておりますので、万が一そういうことがあれば、当然ながら各行政庁に連絡が来て、それぞれの対処をするというふうに、これまでもそういうふうに行っているかと思えますけれども、同じような対処になるのかというふうに思います。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。

○松井委員 松井から発言させていただいてもよろしいでしょうか。ISMAP なんですけれども、あくまで政府情報システムのためのセキュリティ評価制度になりますので、システム

そのものではないかなという認識でおります。もし私の理解にそこがありましたら誠に申し訳ありません。

先ほどご指摘もありましたように、こちらが完全に何かしら全ての対策を取れるような評価制度になっているかという点、既存のセキュリティ対策になりますので、未知の脅威に関しては、もちろん難しい点はあるとは思いますが、ある程度このような高いガイドラインに沿っているものであれば、現状の運行であれば安心・安全だとは思いますが、また何か新しい事象が起きたときには、この評価制度がアップデートされるような仕組みになっておりますので、こちらに従うことによって、ある程度安心が担保できるかなというふうに思っております。

すみません。ちょっと1点だけ補足として情報を共有させていただければということで、僭越ながら発言させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○石毛委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○川合会長 その他の点いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、その他ご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第488号】新成人に向けた消費者トラブルに関する周知啓発について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移りたいと

思います。資料の102ページになります。諮問第488号「新成人に向けた消費者トラブルに関する周知啓発について」でございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○吉尾産業政策課長 産業政策課長の吉尾でございます。

出席者を紹介させていただきたいと思えます。

産業政策課消費者センター所長の町田でございます。

○町田消費者センター所長 町田です。よろしくをお願いいたします。

○吉尾産業政策課長 同じく、主任の吉村でございます。

○吉村消費者センター主任 吉村です。よろしくお願ひします。

○吉尾産業政策課長 着座にてご説明させていただきますと思ひます。

私どもは、「新成人に向けた消費者トラブルに関する周知啓発について」という案件につきまして、2点諮問させていただきます。1点は目的外利用、2点目が電子計算組織への記録でございます。

私どもは消費者の啓発を担当している部署でございます。成年年齢が令和4年4月1日より18歳に引き下げられた関係で、消費者センターでは啓発を行っているところでございます。今は区内の高校、そして大学、そういったところに対して周知していますが、若者向け相談事例集という具体的な事例集を使って啓発をしているところではございますが、在学生以外の区民、全区民に対する周知ができていなかったというところがございます。それを解決するために個人情報保護審議会にかけさせていただいて、対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

1の諮問、目的外利用についてというところでございますが、個人情報、これは戸籍住民課

が取り扱う住民基本台帳の情報でございます。この情報は対象者への啓発資料の送付の宛名として使用。そして氏名、郵便番号、住所を宛名シールに出力するというものでございます。

2つ目の諮問、電子計算組織への記録についてでございますが、宛名シールへの出力ができない対象者、システム上どうしても15文字以上のものについては出力ができないというものになってございます。その確認・作成するために、全対象データを電子計算組織に記録するというもので、5,500人前後を想定しているところでございます。

お手数でございますが、資料の103ページをおめくりいただきたいと思います。

諮問1の目的外利用のところでございますが、あだち広報2月10日号に、この事業についての周知をしていきます。

住民基本台帳の情報でございますが、記録形態のところ、対象のデータ、宛名シール、いずれも氏名、郵便番号、住所のみを記録するというものでございます。

保護対策といたしましては、宛名シールの出力は区の職員が庁舎の中で行います。消費者センターは出先の所管でございますので、本庁舎から消費者センターへ移動する際は、斜めがけの鞆に収納してきちんと行います。宛名シールは、消費者センターの中では鍵付きのキャビネット、宛名シールを貼った封筒は鍵付きの部屋で保管してまいります。

対象者のデータの保護につきましては、次ページの104ページに記載させていただいているところでございますので、104ページの説明をさせていただきたいと思ひます。

諮問2の電子計算組織に記録というところの説明をさせていただきますが、処理の概要・効果のところでございます。事務の処理でございますが、当然のことながら、先ほど説明したように、若者へ消費者トラブルの未然・拡大防

止の啓発資料送付ということでございますが、具体的には、ファイル転送システムにて情報システム課から出してもらったものを出先の消費者センターに転送していく。その次に電子データの中、先ほど説明しましたように、15文字以上のものを抽出いたしまして、消費者センターで宛名シール化をするという事務の流れでございます。

効果といたしましては、シール作成のために電子計算組織を利用することで、手書きによるものではなくて、このシステムを利用することによって、作成誤りによる誤送付を防ぐとともに事務量の削減を目指してまいります。

セキュリティ・保護対策でございますが、1点目、データは区の庁内ネットワークの職員共有フォルダに保存してまいります。2つ目、区の文書管理システム用のパソコンを使用いたしますので、外部のネットワークと直接接続されていない環境で作業を行います。3番目、データには当然のことながらパスワードをかけて、業務に関わる職員のみ共有いたします。これにつきましては所長と担当する業務の2人、合計3名でパスワードを共有して、限定して対応してまいります。4番目、本事業で得た個人情報、事業実施1か月後に削除するということでございます。

なお、105ページ以降は、転送するファイルであるとか、18歳になられますので、そこにお祝いのメッセージを添える。107ページからは啓発のリーフレットになってございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。——よろしいでしょうか。

特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいで

しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

【諮問第489号】「子どもの健康・生活実態調査」及び「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」の結合におけるデータの目的外利用について

<審議会意見>

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

○川合会長 では、次の諮問事項に移っていきます。資料の115ページになります。諮問第489号「「子どもの健康・生活実態調査」及び「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」の結合におけるデータの目的外利用について」でございます。

所管課よりご説明をお願いいたします。

○網野こころとからだの健康づくり課長 衛生部こころとからだの健康づくり課長の網野と申します。

同じく、こころとからだの健康づくり課健康づくり係長の田村でございます。

○田巻学力定着推進課長 学力定着推進課長の田巻でございます。

当課、学力調査担当係長の渡辺でございます。よろしく願いいたします。

○網野こころとからだの健康づくり課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、私から概要を説明させていただきます。115ページをお開きください。案件が「「子どもの健康・生活実態調査」及び「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」の結合におけるデータの目的外利用について」となっております。

下の事業の概要をご覧ください。時間も限ら

れていることから、簡潔に説明させていただきたいと思います。

まず衛生部で現在も実施しております「子どもの健康・生活実態調査」、こちらは子どもや保護者の健康、また生活実態を調査しまして健康施策に反映させていくものでございます。

一方、教育委員会が保有していますいろいろなデータをまとめたもの、こちらが「子どものそだちの決定要因に関する実証的研究データベース」、こちらがそれぞれ今ある状態でございます。

今まで衛生部で「子どもの健康・生活実態調査」から分析・検証ができたものとして、生活環境はできたのですけれども、学力の面からの分析ができていなかった。また一方で、教育委員会のデータのほうでは、生活環境、またレジリエンスの面から分析はちょっとできていなかった部分がございます。

そこで今回、両方を結合することによりまして、子どもの学びを学力、レジリエンスの両面から分析・検証しまして、必要な施策に反映させていきたいと考えております。

また、こちらは匿名加工情報にした上でデータセットとして、庁内での利用にとどまらず、区保有データの外部提供に関する手続きに基づきまして、研究機関等の利用を図ってまいりたいと考えております。

詳しいところがございますが、116 ページ、目的等は重複するところがございますので、別紙1をご覧くださいければと思います。別紙1に流れをご用意させていただきました。

すみません、衛生部長の馬場も出席させていただきます。

○馬場衛生部長 よろしくお願いたします。
○網野こころとからだの健康づくり課長 117 ページ、別紙1でございます。こちらはデータの流れを入れさせていただきました。

まず左上ですが、教育委員会のデータ。こち

らはファイル転送システムとかも考えたのですけれども、データの容量等もございまして、USBメモリ、暗号化したものを使用させていただいて運びたいと思います。そのときに、委員にも事前にご指摘をいただいたところでもございますので、1人で運ぶと紛失したり、5階から2階に移すだけなのですけれども、念には念を入れまして、お互いの担当がしっかり立会いの下、運ばせていただこうと考えております。

点線で囲ったところが衛生部のこころとからだの健康づくり課になるのですけれども、衛生部のほうに持ってきまして、下に書いてあるように、衛生部のインターネットに接続していないパソコンで作業をさせていただこうと考えております。

作業内容ですけれども、点線の中の右側の衛生部のデータは、もともとID化されているデータでございます。このIDを教育のデータベースのほうにも振り直しまして、お互いID同士で合体作業を進めていこうと考えております。

こちらの作業完了後ですけれども、教育から持ってきたデータは不要となりますので削除をするのですが、こちらもいくら委員から事前にご指摘いただきましたとおり、すみません、資料には反映できていないのですけれども、削除する際に衛生部だけで消すのではなくて、しっかりと教育委員会の担当者立会いの下で削除させていただこうと考えております。

点線を出た後、右側の矢印になります。こちらは個人情報を削除させていただきまして、データセットとして匿名加工情報のセットをつくり上げたいと考えております。下にもありますとおり、インターネットに接続しないパソコンでパスワードロックをかけて保管をさせていただこうと考えております。

また、匿名加工情報になった後ですけれども、

「区保有データの外部提供に関する手引き」というものがございまして、外部の公的な研究機関から申請があった場合は、しっかりと審査をさせていただいた上で提供、また提供する内容も、その申請に合った最小限度のデータセットを提供するというようになっております。

参考に、別紙2に今現在、衛生部で行っています「子どもの健康・生活実態調査」のスケジュール、また別紙3、4に、それぞれの目的外利用に合った個人情報を載せさせていただきました。

私からは以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

○いいくら委員 今回の諮問の中で所管をまたぐということで新たな動きになってくると思うのですけれども、お伺いしたいのは、116ページの保護対策の①ですけれども、ほかの諮問でも聞いているのですが、今回、所管を超えた形の中で、使用者名を記入するというのはどの辺の作業者が…。名前を書けば衛生部がみんな使えるのか、それとも特定されているのか。大切な情報ですし、教育委員会も関係になっています。その点をちょっと教えてください。

○網野こころとからだの健康づくり課長 まず作業者ですけれども、作業者自体は当課にデータ分析員という専門の会計年度任用職員の枠がございまして、その職員がほぼ1人、メインでやる。たまにちょっとサブでつく者はいるかもしれませんが、せいぜい2人ぐらいかと考えております。しっかりと課長である私と、その上司である係長の田村の2人で管理をさせていただこうと考えております。

○いいくら委員 分かりました。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○上委員 上でございます。匿名化のところ

について117ページのところに書いてあるのですけれども、今なさろうとしている匿名化で、こういうふうに使いたいという新しい利用目的は満足できるんですかね。

○網野こころとからだの健康づくり課長 まだ、やってみないと、どこまでというのはあるのですけれども、今、私たちが想定しているところでは、ある程度この統計情報で合体できれば満足できるデータセットにはなるかと考えております。

○上委員 申し上げたいことは、匿名化って、心配してやればやるほどデータが使えないものになっちゃうので、何といたしますか、匿名加工情報というのは、そういった匿名化の技術もあるのですけれども、再識別行為を試みてはいけないというところの縛りが法律上書いてあるので、ですから研究機関に渡すのであれば、法律に書いてあることでもやるんだけれども、もちろん契約書にもちゃんと書くとか、区役所の中の職員を徹底させる。要は再識別行為の禁止と匿名化の技術の両方で成り立っているので、そういうところを考慮しながら使えるようなデータにしていただければと思います。以上です。

○川合会長 その他いかがでしょうか。

○にたない委員 1点だけ確認したいんですけれども、USBメモリの管理方法についてはどのような、庁内で共通の決まりとかがありますかね。

○網野こころとからだの健康づくり課長 USBメモリですけれども、ふだん空の状態のときもちゃんと鍵のかかる引き出し、キャビネットに保管されておりまして、その鍵も暗証番号で管理されています。もちろんデータを移した後は、すぐ消すということをやっております。

○にたない委員 ちなみにですけれども、USBメモリのやり取りを減らそうとしてクラウドサービスの受け渡しのシステムを導入した

りとか、同じように審議していても、いろいろな審議がある中でちょっとあやふやに……、過渡期だからしょうがないかなというところはあると思うんですけども、そうになって、先ほど別の審議なので申し訳ないんですけども、庁内ネットワーク内の職員共有フォルダというものも登場したりとかしてきたんですけども、その使い分けというのはどういった……、庁内ネットワーク内の職員共有フォルダではできなかったのか、何で審議ごとに別々になっちゃっているのかというところは……。

○鈴木情報システム課長 全てを満足するような条件のファイル転送システムというものが今のところないので、それぞれの事業によって安全性を担保する形でやっていただいています。

先ほどの共有フォルダという考えですけども、これは所属ごとになっていまして、所属が渡れないんですね。ですので、教育委員会の所属のフォルダに入れたものを衛生部が取り出すということができませんので、今回こういう方法を使っていたらいいということをございます。

○にたない委員 だとすると、先ほどは単純に情報管理でしたか、そこと別の部署とのやり取りだったからということでしたけども、部署間同士のシステムというのは庁内の中では存在していないというような状態だということなんですかね。そこについては、クラウドサービスをわざわざ使って、外部とのやり取りとかでUSBを使うのをやめましょうという中で、これは審議内容とちょっと関係していないんですけども、事務局側としても、外部とのやり取り、内部とのやり取りをUSBメモリとかを使わずに、それぞれの部署間ごとにクラウドサービスをどんどん立ち上げていっちゃったら、脆弱性もいろいろなところに散見してしまうと思うので、ようやくそういったシ

ステムを使うようになったのかというところで、タイミングとしてはかなり遅い段階かもしれないんですけども、そろそろ外部とか内部でのデータのやり取りというのは一元的に区としても持ち合わせて1つの共通ルールでやって、どんどん脆弱性をなくしていく、バージョンアップしていくほうが望ましいと思うんですけども。要望として上げさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうね。

○鈴木情報システム課長 今後そのようにしていかなければいけないということは十分に認識しているんですが、実は職員全員のID管理をして、しかもそのファイルの中身をどういじったかを全て追っていかないと安全性が担保できないので、要はこのファイルサーバーに入れたら誰でも見られちゃうとか、所属間で見られちゃうとなると、情報がどういうふうに行き来したかが全然分からなくなっちゃうので、職員のID管理からしっかりして全部組み直さなきゃいけないので、今のところ導入がちょっと難しい。ですけども、検討はしています。

○にたない委員 庁内で難しくても、民間だと既にそれはやっているような段階ですので、ぜひとも前向きに強く推進していただければと思います。要望です。審議と関係なくて失礼いたしました。

○川合会長 その他の点はいかがでしょう。大丈夫ですか。

では、特にご意見等ないということでしたら、本件については了承するというところでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということですので、了承することとしたいと思います。ありがとうございました。

(5) 報告事項

特定個人情報保護評価書について

○川合会長 では、最後になります。報告事項になります。報告事項として「特定個人情報保護評価書について」ということでございますので、よろしく願いいたします。

○山根区政情報課長 区政情報課長の山根でございます。

時間が押してしまして、手短に行いたいと思っております。

特定個人情報の保護評価について、小委員会で先般評価をしていただきましたので、そのご報告でございます。

資料につきましては、お手元の資料の121ページ以降が、その資料になっております。今回は予防接種に関する特定個人情報、マイナンバーを含むものについて全項目検査を第三者点検としてさせていただいております。評価書につきましては、委員の方々から確認のご質問はありましたけれども、特段の問題は見当たらないというご確認をいただいたものでございます。

個人情報の保護措置についても変化はなく、安全管理措置も適切に行われているというような形の評価でございました。

簡単ではございますが、ご報告とさせていただきますが、小委員会の委員長を務めていただきました水町委員から、何か補足等がございましたらご発言をお願いいたします。

○水町委員 時間も限られていますので、私から特に補足はございません。

○山根区政情報課長 ありがとうございます。

こちらは既に個人情報保護委員会のホームページに掲載されておりますので、後ほどお時間のあるときにご確認いただければと思います。

私からの報告は以上になります。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見ないということですのでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、審議事項、報告事項は以上になります。

○いいくら委員 すみません。その他で。

今回の諮問でパスワードの設定に関して聞いてきたんですけれども、私の聞きようによっては、職員全員が見られるとか、職員2～3名とか、所長と3名とか、責任持ってやると。ぜひとも今後の個人情報の関係において、職員間でパスワード管理の一元化というか、政策課のほうでしっかりとルールを持って、全員が見るのではなくて、職員2～3名で責任持った形の部分を発信していただきたいと思いますというんですけれども、その点はどうでしょうか。

○山根区政情報課長 私から。業務によってもいろいろな関わり方、職員の定数等もございまずので、その中に適応した形で、最小限のところを扱いをして管理を徹底するというのを進めてまいりますので、そこは庁内のところで共通ルールと個別具体的な形のを反映させていきたいというふうには考えます。これは情報システム課長とか関係所管と連携しまして、各所属のほうにも徹底してまいりたいと思います。

○いいくら委員 ご答弁の中で、課の全員が見られるようなご発言もあったものですから、関係ない人は見る必要がない。それを言いたいですけれども。

○山根区政情報課長 そのとおりだと思います。ただ、複数の職員が担当しているところとか、定数的にも少ない所管もございまずので、そこについては確認して徹底してまいります。

○いいくら委員 お願いします。

○川合会長 ありがとうございます。

(6) 閉 会

○川合会長 では、審議事項、報告事項等を含め本日予定の案件全て終了ということになります。ちょっと時間が押してしまいまして、進行の勝手際の段おわび申し上げます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議くださいまして、ありがとうございます。

それでは、事務局より事務連絡等ありましたら、お願いいたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様方、長時間にわたりまして、貴重なご意見をありがとうございます。

事務局からの連絡はいつものとおりでございますが、2件でございます。

1点目は次回の開催でございます。お席にも資料をお渡ししておりますが、3月28日の10時から開催となります。年度末のお忙しい時期だと思いますが、何とぞご出席のほど、よろしくお願いいたします。

来庁されている皆様方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、後ほどお声がけのほど、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。

本日もご協力くださいまして、ありがとうございました。